

第一種衛生管理者免許試験受験準備講習

労働安全衛生法の規定により 50 人以上の労働者を常時使用する事業場は、衛生管理者免許試験に合格し衛生管理者免許を取得した者等 有資格者の中から事業場の規模に応じ一定数以上の衛生管理者選任し、衛生管理業務を行わせなければならないこととなっております。（衛生管理者免許は第一種・第二種がある）

当連合会では、第一種衛生管理者免許を取得するための国家試験の受験準備講習を開催しています。

（注）衛生管理者として就くことができる業種

第一種衛生管理者免許・・・ 全業種

第二種衛生管理者免許・・・ 物品の販売・金融・保険・通信・教育・料理・飲食業等の業種

衛生管理者要選任数（下表のとおり）

事業場の規模	衛生管理者数
50 人以上 200 人以下	1 人
200 人を超え 500 人以下	2 人
500 人を超え 1,000 人以下	3 人
1,000 人を超え 2,000 人以下	4 人
2,000 人を超え 3,000 人以下	5 人
3,000 人を超える場合	6 人

講習期間・会場・受講定員・受講費用

「[受講の申込](#)」にてご確認ください。

講習科目及び時間

講習科目
労働衛生
労働衛生関係法令
労働基準法
労働生理
労働衛生（健康管理・救急措置）

申込方法

「講習会お申込み手順」にしたがって、お申込みください。